

平成28年度 定期監査結果報告

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 平成28年度における春日那珂川水道企業団の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び業務の運営について（全課、共通の事項と各課個別の事項に対して実施した。）
- 3 監査の期間 実施日は次のとおりである。

対象課	監査実施日
総務課	平成28年 9月28日
水源対策課	平成28年10月27日
料金課	平成28年11月28日
施設課	平成28年12月26日
浄水課	平成29年 1月27日
全課	平成29年 2月10日
全課	平成29年 2月28日

- 4 監査の方法 事前に水道業務の概要及び予算執行状況等関係資料の提出を求め、書類、帳簿の照合確認並びに関係職員の説明を聴取し、その内容が関係法令、条例及び規則等に準拠し適正に処理され、また、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に沿ってなされているか否かに重点をおいて実施した。

第2 監査の結果

前年度の監査結果における指摘・指導事項について、どのように措置、改善されているかの確認を行った。その結果、改善措置が取られていたが、継続中のものについては、今後の懸案事項とした。

今年度の定期監査においては、水源問題や熊本地震災害の応援給水による通常業務への影響もあったが、指摘事項はなく、指導事項1件及び意見が18件である。

1) 平成27年度の措置状況について

対象課	指摘事項		指導事項		意見	合計
		うち措置 済事項		うち措置 済事項		
総務課	1件	(1件)	0件	(0件)	5件	6件
料金課	0件	(0件)	2件	(1件)	3件	5件
施設課	0件	(0件)	0件	(0件)	3件	3件
浄水課	1件	(1件)	0件	(0件)	3件	4件
計	2件	(2件)	2件	(1件)	14件	18件

2) 監査結果に係る指摘事項等の取扱いについて

指摘事項	適正を欠く事項で改善する必要があると認められるもの。指摘を受けたものについては、速やかに改善策を報告し、改善を行うこと。
指導事項	事務処理上改善する必要があると認められるもの。指導を受けたものについては、速やかに改善策を検討し、その方法を報告すること。年度内に、改善結果をまとめ報告すること。
意見	特に意見をする必要があると認められるもの。

1 監査の着眼点

監査の着眼点は、「平成28年度定期監査実施計画」及び「平成28年度各課の重点課題」で別に定めているが、今回特に重視した点は次のとおりである。

〈各課共通事項〉

- (1) 所管事務の根拠法令について
- (2) 民間委託の考え方について

〈各課個別事項〉

【総務課】

- (1) 第三者調査委員会報告書の提言に基づく取組について
- (2) 人事行政の運営等の状況について
- (3) 東隈浄水場施設改良事業の竣工に伴う減価償却費の増大について

【料金課】

- (1)下水道使用料賦課徴収業務の受託について
- (2)工事用水前受金について
- (3)水道料金システムの更新について

【施設課】

- (1)給水装置工事について
- (2)貯水槽水道について
- (3)配水エリアの見直し状況について

【浄水課】

- (1)浄水場運転管理委託業務について
- (2)水質検査計画について
- (3)河川占用許可申請について

【水源対策課】

- (1)恒久水源の確保の進捗状況について
- (2)水道事業認可申請について

2 指導及び所見については、以下のとおりである。

対象化	指摘事項		指導事項		意見	合計
		うち措置 済事項		うち措置 済事項		
総務課	0件	(0件)	1件	(0件)	3件	4件
料金課	0件	(0件)	0件	(0件)	4件	4件
施設課	0件	(0件)	0件	(0件)	4件	4件
浄水課	0件	(0件)	0件	(0件)	4件	4件
水源対策課	0件	(0件)	0件	(0件)	3件	3件
計	0件	(0件)	1項目 1件	(0件)	10項目 18件	19件

【指導事項 1項目 対象課述べ件数 1件】

指 導 事 項	対象課
提言の実現及び今後直面する企業団の課題等については、課を横断したメンバーの検討グループを存続し、対応されたい。	総務課

【意見 10項目 対象課述べ件数18件】

意 見	対象課
根拠法令の改正等、常に情報収集に努められ、条例、施行規則等の改正が遅滞なく実施できるように職員へ周知されたい。	全 課
業務の民間委託に関しては、総務課の定員管理計画及び再任用計画との整合性を図られたい。	全 課
東限浄水場施設改良事業も残すところ1年余りとなり、固定資産への振り替えも大変な作業となりますので、早めの準備をされ、次年度決算に臨まれたい。	総務課
下水道使用料賦課徴収事務の受託に関する協定については、数年に1回の協定締結や受託業務内容の見直しを検討されたい。	料金課
工事用水前受金制度は、廃止することで経費削減に繋がるのかどうか関係各課と十分協議し、判断されたい。	
指定給水装置工事事業者の管理、指導については、来年、水道法の改正により見直しが図られるとの情報もありますので、条例、施行規則の改正も視野に入れ業務を進められたい。	施設課
配水エリア見直しに伴う一部水圧低下地区の苦情対応については、水道事業の使命である安心、安全な水の安定供給を念頭に浄水課及び料金課とも情報の共有を図り、対応されたい。	
浄水場運転管理委託業務については、恒久水源の確保の問題等もあり、3浄水場を一括発注した方が効果的であると考えますので、メリット、デメリットを十分検討し、進められたい。	浄水課
河川法及び県の指導を守り、二度と同じ過ちを犯さないよう職員に法令遵守を周知徹底されたい。	
恒久水源の確保は、一朝一夕に実現できるものではないと考えますが、期限も限られており、時間的な猶予もありませんので、全職員一丸となって対応されたい。	水源対策課